

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.kanaben.or.jp/

臨時總會のご案内

日時 平成29年2月23日(木) 13:00
場所 横浜情報文化センター 6階
情文ホール



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

私は犬を飼っている。柴犬の女の子だ。柴犬といえ、主人に忠実、番犬に最適と言われるが、うちの犬は少し違う。来客にはキュンキュンいって可愛がってもらおうとするし、私が頭をなでようとすると、走って逃げ

(奥園 龍太郎)

憲法は機能しているのだろうか

2つの企画を通じて見えてきたこと

1 「辺野古訴訟」 憲法問題シンポジウム

福岡高裁判決を問う

昨年11月28日、岡田正則早稲田大学法科大学院教授を講師に招き、当国会館にて、憲法問題シンポジウム「辺野古訴訟 福岡高裁判決を問う」を当会主催で開催した。

辺野古への米軍新基地建設を巡り、国は、沖縄県知事が国の指示に従わないことが違法であるとして県知事を訴え、福岡高裁は、昨年9月16日、国の主張を全面的に認める判決を言い渡した。岡田教授は、判決は、前知事の埋立承認は適法・正当である、と判断するところからスタートして現知事の承認取消の

熱弁を振るう岡田教授

2 「南スーダンPKO」駆け付け警護の問題を考える

12月1日には、井上正信弁護士(広島弁護士会)を講師に、標記の会内学習会を開催した。

井上弁護士は、膨大な資料に基づき、南スーダンPKOの実情、7月内戦、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)の変遷等の実態を緻密に検討し、PKO参加5原則は充たされておらず派遣は違憲であるこ

行政に追従するかのよう司法判断に対する懸念が示された。岡田教授の話聞き、筆者は、第三者として審理・判断を行う機関であるはずの裁判所が国と同じ立場で判断を行い、法治主義と地方自治を否定したものと考えられる

福岡高裁判決は、最高裁により是正されなければならぬ、との思いを強くしたが、12月20日、最高裁は、異例のスピードで、沖縄県の上告を退ける判決を言い渡した。非常に残念であり、暗澹たる気持ちに陥った。

と、南スーダンの情勢に照らせば駆け付け警護任務付与も違憲となりうることを指摘した。

2つの企画を通じて、憲法が危機にさらされていることを改めて強く感じた。憲法の基本原則と立憲主義を堅持すべく、憲法問題対策本部の活動に取り組んでいきたい。(会員 関守 麻紀子)

平成29年賀詞交換会

冬晴れの日、新春を寿ぐ

高津公子会員

わたり当会や法曹界に貢献してきたお歴々に、会場は畏敬の念に満ちあふれた。

来賓代表の富田善範横浜地裁所長からの祝辞の後には、被表彰者を代表して高津公子会員(在会50年)からスピーチがあった。

(会員 畑中 隆爾)

大谷晃大横浜地検検事正の乾杯の首領により祝いの杯が交わされた後は、思い思いに新年の挨拶を交わす姿が其処彼処に見られ、まこと賑々しい新春の宴となった。

会長の年頭挨拶

松も明けた1月10日、ロイヤルホールヨコハマにて、当会恒例の賀詞交換会が開催され、60名余の会員が集まった。年頭にあたり、三浦修会長が、本年も引き続き立憲主義の堅持、不祥事対策、業務拡大等のテーマに取り組んでいきたい旨の抱負を述べた。続いて、当会在会55年・50年等及び長寿祝いの会員が表彰された。長年に

業務に関する悩みごと ご相談に応じます!

～会員サポート窓口～

私たち「会員サポート窓口」では、会員の皆さんの業務に関する悩みごとについて、常時相談に応じています(秘密は厳守)。また、メンタルヘルスに関する研修会の

開催、各種相談・支援窓口を紹介する「会員サポートお品書き」の作成(会員サイトに掲載)等の活動をしています。

先ごろ私が受けたご相談に、「以前担当した刑事事件に関し警察から捜査関係事項照会を受けたい。どう対処したらよいだろうか?」というものがありました。これに対し、照会の法的根拠や拒

否した場合の効果、弁護士守秘義務に関する諸規定との関係等について調査のうえ、資料を提供させていただきました。その結果、無事に対応ができたということで、感謝のお言葉を頂戴しました。

業務上の悩みごとがあるりましたら、一人で抱えず、ぜひ窓口の利用をご検討下さい(業務課第一係・045-211-7711までお電話を)。(会員 山崎 健一)

(奥園 龍太郎)

あなたの会社、それで大丈夫!?

債権回収のイロハ

平成28年度 中小企業シンポジウム

野澤会員の講演に耳を傾ける参加者

昨年11月28日、企業の債権回収、保全をテーマに、当会弁護士業務改革委員会主催（中小企業支援センター部会担当）で、中小企業シンポジウムを当会会館で開催した。当日は、76名の参加者を得て盛況であった。

まず、野澤哲也会員が、企業法務の経験に基づき、「債権回収と財産調査」と題して、経営判断の視点も加味したうえで、基本的知識について総論的な講演を行った。取引開始に先立って、信

用調査、契約書作成、債権保全のための担保設定等を行うことの重要性が強調され、また、未収金が発生した場合の回収手段についても説明がなされた。

続いて、安藤肇会員が、豊富な債権回収の経験に基づき、「債権回収、それでもできることはあるはずだ!」と題し、実例を交えながら講演を行った。支払遅延が始まった段階で契約書や確認書を作成しても遅くはないこと、発注者が誰であるか

知らなかったでは済まされない?

未成年後見等の実務

昨年12月15日、当会会館にて「未成年後見等の実務」についての研修が行われた。

まず、野口容子会員より、未成年後見制度全体について講義があった。

未成年後見人は、成年後見人と異なり、「親権者と同じ」の権利義務を有する（医療同意権も身上監護の範囲に含まれる）。また、公示は後見人の戸籍上の氏名が未成年者の戸籍に記載されることによる（登記ではない）。更には、未成年後見人は、監督義務者の責任（民法714条）、不法行為責任（同709条）を負う可能性があり、弁護士賠償保険ではカバーされない。

このような未成年後見制度の現状について、網

暮らしとところの相談会 専門家間の連携強化の取組

昨年12月10日、当会の貧困問題対策本部自死問題対策部会は、昨年2回目の「暮らしとところの相談会」を当会会館で実施した。この相談会は、5年前から、自死問題対策として、法律問題だけでなくところの問題もワークショップで相談できる相談会を目指し、弁護士の外、臨床心理士と精神保健福祉士が同席して毎年実施している。

相談会では、予約時にはもう死んでしまいたいと思っていたが、たくさんの人に話を聞いてもらって、ところがとても軽くなった、と言われる方も多かった。このように、ところの専門家が同席することで、普段の

法律相談とは全く異なる満足度をいただける相談会となっている。

自死問題対策部会では、毎年、行政の担当者、臨床心理士、精神保健福祉士、司法書士、いのちの電話の担当者などと一緒に、事例検討会も行っている。我々弁護士だけでは解決困難な事案についても、様々な専門家が連携することにより、解決できることが増えるはずである。

専門家間の連携強化の取組に興味を持たれた会員におかれては、ぜひ、自死問題対策部会に顔を出していただければ幸いです。

(会員 小野 通子)

外国人無料法律相談会 通訳付きの対応

昨年11月22日、みなとみらいのパシフィコ横浜にある横浜市国際交流協会（YOKE）の情報・相談コーナーにて、外国人無料法律相談会を実施した。

この相談会は、当会が関東弁護士会連合会からの委託を受け、YOKEとの共催で年1回、毎年11月に実施している。YOKEの協力で複数言語でのチラシを作成し、充実した広報を行っているため、毎年、多くの相談申込があり、全ての相談に、通訳を付けて対応している。

今回は、当会の人権擁護委員会外国人の人権に関する部会の部会員である引田大地会員と筆者が相談を担当した。相談内容は離婚や相続、帰化等多岐にわたり、中国語やスペイン語の通訳を付けて対応した。

今後も、関係機関と協力しながら、神奈川県在住の外国人に対して、有益な法律相談を提供できるよう尽力していきたい。

(会員 椋尾 ゆづ子)

子どもの手続代理人研修会 経験談を聞く貴重な機会

昨年12月5日、当会会館にて、子どもの手続代理人に関する研修会が行われた。

冒頭、高橋温会員より、手続代理人の選任が有用な事案の類型や手続代理人の役割等、子どもの手続代理人制度について概括的な説明がされた。

続いて、掛川亜季弁護士（東京弁護士会）から、手続代理人に選任された事例（監護者指定等）について、選任手続から手続代理人としての活動（子どもとの面会、裁判所への報告書の提出等）にわたるまで具体的な丁寧な報告があった。

その他、実際に手続代理人を経験してみていることや反省点にも触れられるなど、手続代理人の選任件数の少ない現状において、具体的な事例に沿った経験談を聴く非常に貴重な機会となった。

子どもを巡る紛争においては、感情の対立により紛争が激化することも多いが、手続において子どもの意思を反映させ、その権利を擁護する立場としての手続代理人の存在意義について、また、今後の制度活用について、改めて考えさせられるような有意義な研修会であった。

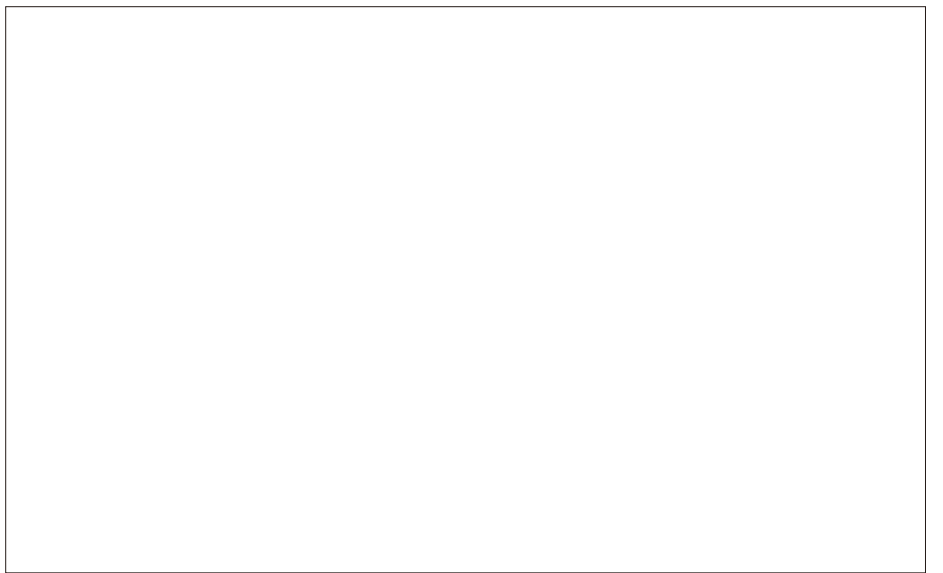
(会員 佐藤 直)

報告する掛川弁護士

説明する大川会員

年末恒例 協同組合バザー

ご協力に感謝



昨年12月22日、当会会館にて、毎年恒例となつて

今年も、例年とは準備方法を変え工夫をしてみた。具体的には、例年商品の提供をお願いして

結果として、今回はこれまでの売上減少に一定の歯止めがかかり、売上に増に転じてはいるので、今後、ない知恵を絞

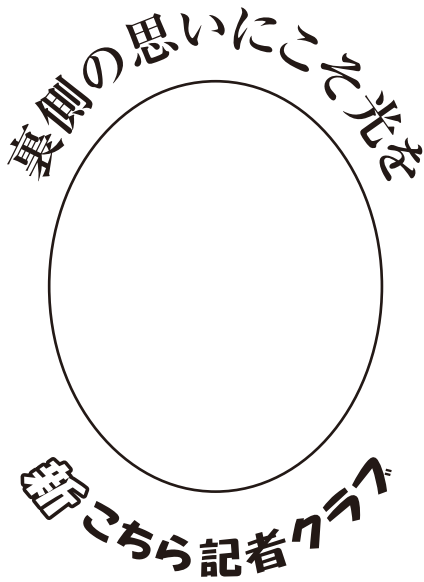
ではないかと考えている。また、毎年ほぼ同じ方に「集荷責任者」「集荷担当者」などをお願いし、担当区域の組合員にFAXもしていただいていたが、これを、協同組合事務局からの2回のFAXと、あとはメール

（神奈川県弁護士協同組合バザー実行委員会 委員長 青木 康郎）

「横浜事件」の国賠訴訟と聞いて、世の人々はどんな印象を抱くであろう。戦時最大

国家ぐるみのでっち上げ。弁護団はそう指摘した上で、

ないといけない」と訴える。弁護団の懸念の先には、特



「横浜事件は極めて現代的な意味を持つ。同じ過ちを繰り返さないためにも事件に学び

定秘密保護法や改正通信傍受法、安保関連法など近年の治

「前記状況」に近づきつつある。今だからこそ、横浜事件で闘争を続ける意味があると弁護

（神奈川県新聞報道部 高田 俊吉）

理事者室 だより

息抜き

副会長 宮下 京介

趣味らしい趣味がみつからない。副会長就任直

根を詰めて書類を読んでも、そのときどきの息

息抜きの必要になる。かといって、あまり趣味に

何を趣味にしよう。自分は何が好きなのか。このように冷静に考えて

望みである。大学生の頃、鉄道ファンの友人に、鉄道のどこ

ひとたびそうした機会を持つと、メールリングリストの意見一つにして

覗いてみた常議員会

会員 中野 智昭 (54期)

私が弁護士になって今年で4年目になります。以前

1年間常議員を務めさせていたお話をあり、「弁護士会」

最後の空気が、読まない気はするのですが

常議員会

そう思ったところに常議員のお話があり、「弁護士会」

いろいろな委員会があり、それぞれの先生がそれぞれ

最後の空気が、読まない気はするのですが

〈手記〉

野球部、全国大会単独優勝

までの道のり

横浜マリナーズ第4代監督 会員 瀬古 宜春



「止めとけ、大人気ない！」に続く、「負けたらどうする！」の一言で、たちまち事態は収まった。

遂に辿り着いた全国単独優勝

ましてや他の弁護士会チームにとっては、横浜に負けることはこの上ない屈辱だったようで、昭和59年頃、たまたま横浜に負けた名古屋チームでは、監督の更迭問題が勃発したとのことである。

また日弁連野球最強の東京(過去36回の全国大会で24回の優勝)には、20点差で負けることも珍しくなく、全国優勝などは夢に見ることも不可能だった。(なので稲木監督は、「お前ら、全国優勝したらハワイに連れて行ってやる！」と豪語していたものである。)

当会野球部(横浜マリナーズ)は、昨年10月の第36回日弁連野球全国大会埼玉決勝大会で単独優勝を果たした。これは、過去の野球部を知る者にとってはとても信じられない驚きの出来事である。当部は、日弁連野球大会準備委員会委員長の要請にこたえる形で、昭和56年6月、初代監督稲木俊介(13期)が中心となって設立された。しかし、その後の歴史は苦難に満ちたものであった。当初は、グラウンドに稲木監督の「投げるな

〜！」の怒声ばかりが響く有様で(送球すれば暴投で傷を広げるため)、試合を組んでもメンバーが揃わないなど、チームの存続さえ危ぶまれる状態が続いた。三斤対抗ソフトボール大会では、テニス部員中心の弁護士会チームにぼろ負けし、テニス部から「野球部と野球をやってもテニス部が勝つね!」と揶揄される始末だった。(なお、それに憤慨した野球部員がテニス部に果たし状を突き付けようとしたが、稲木監督の

「止めとけ、大人気ない！」に続く、「負けたらどうする！」の一言で、たちまち事態は収まった。ましてや他の弁護士会チームにとっては、横浜に負けることはこの上ない屈辱だったようで、昭和59年頃、たまたま横浜に負けた名古屋チームでは、監督の更迭問題が勃発したとのことである。また日弁連野球最強の東京(過去36回の全国大会で24回の優勝)には、20点差で負けることも珍しくなく、全国優勝などは夢に見ることも不可能だった。(なので稲木監督は、「お前ら、全国優勝したらハワイに連れて行ってやる！」と豪語していたものである。)

幅広い世代で楽しくプレー

横濱法曹ゴルフ会は、好天の昨年12月16日、毎年恒例忘年ゴルフを開催した。ゴルフ場はこちらも恒例の磯子カンツリークラブである。今回は15期から68期まで(その差は実に半世紀を超える53期!!)の総勢21名が参加し、延命政之常議員会議長提供の議長杯を目指す、今年最後の真剣勝負が盛大に行われた。

近年、磯子カンツリークラブでは、乗用カートのみならず、参加者全員のスコアがリアルタイムで確認可能なシステムが導入され、年の瀬に他人の不幸(大叩き)を小さくするガッツポーズと共に喜ぶ会員の姿は褒められたものではないが、これも真剣勝負の醍醐味というところであろう。

優勝は、15期で参加者中最高齢の西村好順弁護士(第一東京弁護士会)。

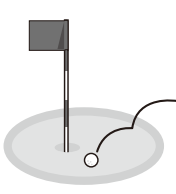
自動運転機能を搭載した車に興味があります。私は日常的に自動車を運転しておりませんが、弁護士資格を仕事のよりどころにしている立場上、事故の可能性を減らす機能は大歓迎です。ただ、技術は発展途上のようにです。安全運転を心がけながら、技術の進歩を待とうと思います。

デスク 千歳 博信
記者 大河内万紀子
三橋 潔
奥園龍太郎
越川 純哉
滝島 広子

忘年ゴルフ

横濱法曹ゴルフ会

年の瀬に熟練の技が!



つてベスト4(岡部光平監督)、名古屋決勝大会(平成22年)は名古屋と決勝引分けによる同時優勝(三浦修監督)、宮崎決勝大会(平成24年)は本大会で初めて東京を破つてのベスト4(阿部泰典監督)と、実績を重ねていった。

しかし、ここ2年の岩手及び岐阜での決勝大会では、連続して初戦で東京にあたり、負けてしまったため(いずれも東京が優勝)、東京を倒しての単独優勝が横浜マリナーズの悲願となっていた。そして、昨年、野木大輔新監督の下、厳しい予選を勝ち抜いて出場した

埼玉決勝大会の決勝戦で、遂に東京を3対1で破り、悲願を果たすことができたのである。このように、横浜マリナーズは、長い年月を経て弱小チームから強豪へと少しずつ変身を遂げてきた訳であるが、私が自慢したいのは、特定の有能な選手によって強くなったのではなく、多くの部員の長年のたゆまぬ努力によって強くなったという点である。

横浜マリナーズは常に多くの部員によって支えられている。大事な試合になると、普段は顔を見せない部員が遠方まで駆けつけ、裏方としてチームを支えるし、大先輩方も惜しみない協力をしてくれる。日頃の練習においても、レギュラーとそれ以外の選手との間に差別はない。これまで培ってきたこうした伝統はなぐしたくないと思っ

今回の全国大会単独優勝はとても嬉しいことであるし、これからも常勝軍団になれるよう頑張っていきたいと思うが、単に強いだけで良いとは思っていない。横浜マリナーズは、当会に所属する野球好きの弁護士どうしの趣味の集まりであるという原点だけは、常に忘れないようにしたい。

会員は是非一度ゲスト参加を。ご連絡は筆者まで。(会員 吉澤 幸次郎)

およそ28年前の野球部面々(後列一番左が筆者)

編集後記

自動運転機能を搭載した車に興味があります。私は日常的に自動車を運転しておりませんが、弁護士資格を仕事のよりどころにしている立場上、事故の可能性を減らす機能は大歓迎です。ただ、技術は発展途上のようにです。安全運転を心がけながら、技術の進歩を待とうと思います。